

令和3年度第2回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和3年5月19日

場所 十和田市役所別館5階会議室

令和3年度第2回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館5階会議室
2. 開 会 日 時 令和3年5月19日(水) 午後2時06分
3. 閉 会 日 時 令和3年5月19日(水) 午後2時49分

4. 出席農業委員(18名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(0名)

6. 欠員農業委員(1名)

16番

7. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

大深内地区 斗沢信一君 東部地区 山端至誠君

8. 会議に付した案件

- 報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 9 号 農地の転用事実に関する照会について
報告第 10 号 農用地利用配分計画の認可について
議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 7 号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第 8 号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 11 号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の許可に係る下限面積について
議案第 13 号 十和田市農業委員会選挙規程の一部を改正する規程の制定について

9. 議事録署名委員

5 番 山 田 利 昭 君

6 番 小笠原 秋 彦 君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	横 岡 聖 一	事務局 次 長	菅 原 靖 雄
事務局 農地係長	小笠原 満	事務局 振興係長	苫米地 慶
事務局 主 査	村 中 健 大	事務局 主 査	東 浩 治
事務局 主 査	佐々木 徳 幸		

11. 書 記

事務局 主 査 東 浩 治

議 長（杉山秀明君）出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和3年5月11日に告示招集いたしました、令和3年度第2回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。5番 山田 利昭 委員、6番 小笠原 秋彦 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、東 浩治 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第7号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）1ページをお願いします。報告第7号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、2件7筆10,648平方メートルです。今後の意向は、9番は中間管理機構へ切替して貸借の予定、10番は贈与となっております、あっせんの希望はありません。3ページから6ページです。中間管理事業によるものが、10件73筆153,477平方メートルです。今後の意向は、4番、6番は自ら耕作、3番、5番、7番、8番、9番、10番は受け手を変更して貸借予定、2番、11番は売買予定です。なお、4番、6番、11番については協力金返還の対象となります。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第7号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第8号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）7ページをお願いします。報告第8号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。8ページから11ページです。今回は、14件72筆146,927平方メートルで、全て相続による所有権の取得です。あっせん等の希望はありません。取得後の内容は自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。農地以外の用途になっているものは、29番の現況は宅地、27番、31番、36番の一部は宅地となっております。なお、農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第8号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に、報告第9号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）12ページをお願いいたします。報告第9号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき、別紙のとおり回答したので報告する件です。13ページです。今回の照会は、9件11筆6,273平方メートルで、現地調査は5月11日に実施し、法務局への回答は5月12日に行っております。4番は、あけぼの学園から北に約1,100メートル先の地点です。①、②ともに植林後、数十年経過したと思われる杉林の状態にあることから非農地と回答。5番は、十和田工業高校から北に約300メートルの地点です。申請地は、昭和46年建築の建物がありましたが現在は更地となっており、課税台帳上も現況地目宅地で20年以上宅地の状態であることから、非農地と回答。6番は、あけぼの学園から北に約2,000メートルの地点です。申請地は長期間ため池として使用されており、農地としての利用は困難であることから非農地と回答。7番は、JA十和田おいらせ大豆センターから西に約250メートルの地点です。申請地は、平成8年建築の建物と舗装された通路となっています。20年以上宅地として利用されていることから非農地と回答。8番は、まごころホール十和田

から東に約350メートルの地点です。申請地は長期間水路の状態であることから非農地と回答。9番は南小学校から北東に約150メートルの地点です。申請地は、①が平成9年建築の住宅、②は駐車場となっており、20年以上宅地の状態であることから非農地と回答。10番はケアハウスボナールから北東に約50メートルの地点です。申請地は車庫及び庭となっています。課税台帳上も現況地目宅地で長期間宅地の状態であることから、非農地と回答。11番は、甲東中学校から南東に約300メートルの地点です。申請地は、砂利が敷かれており長期間更地の状態となっています。課税台帳上も現況地目雑種地であり、農地としての利用は困難であることから非農地と回答。12番は、株式会社電化堂から南東に約100メートルの地点です。申請地は、長期間公衆用道路として使用されています。長期間、道路として利用されていることから非農地と回答。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第9号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第10号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）14ページをお願いします。報告第10号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は令和3年4月23日です。15ページから19ページです。賃借権の合計は、12件37筆90,178平方メートル、使用貸借による権利設定は、2件3筆3,565平方メートルです。すべて期間満了による再設定です。権利設定の期間はすべて5年となっております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第10号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、外山班長、立崎委員、竹浦委員の3名です。5月11日に現地調査及び市役所別館4階会議室にて聴取調査を行っております。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時18分

(杉山 秀明 会長 退席)
(山崎 誠一 委員 議長席に着席)

再開 午後2時19分

議 長（山崎誠一君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（山崎誠一君）次に、議案第6号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）20ページをお願いします。議案第6号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は21ページから22ページになります。以上です。

議 長（山崎誠一君）許可申請にかかる現地調査の結果について報告願います。11番外山 康仁 委員、お願いします。

報告委員（外山康仁君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条申請は合計5件、このうち所有権移転3件、賃借権設定2件となっています。まず、所有権移転ですが、21ページの申請番号15番は相手方要望による売買で、21ページの申請番号16番は親から子へ贈与、申請番号17番は知人へ贈与するものです。次に賃借権による権利の設定ですが、22ページの申請番号14番と15番は労力不足によるものです。今回のすべての申請の許可要件についてですが、農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、お手元の農地法第3条調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、現地確認及び写真確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議 長（山崎誠一君）外山委員、ご苦労さまでした。

議 長（山崎誠一君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（山崎誠一君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山崎誠一君) ご異議なしと認めます。よって議案第6号は許可することに決定いたしました。

議長(山崎誠一君) ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時22分

(山崎 誠一 委員 委員席に着席)
(杉山 秀明 会長 着席)

再開 午後2時22分

議長(杉山秀明君) 休憩を解いて会議を再開します。

議長(杉山秀明君) 次に、議案第7号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長(横岡聖一君) 23ページをお願いします。議案第7号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は24ページです。以上です。

議長(杉山秀明君) 農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに東部地区 山端 至誠 農地利用最適化推進委員、お願いします。

報告委員(山端至誠君) 農用地利用調整会議の調整結果について報告します。令和3年4月14日午前10時、農業委員会会長室にて、十和田市農業委員会農用地の利用関係の調整に関する手続規程第3条の規定に基づき、申請番号5番の農用地の利用関係の調整を行った結果、売買価格、水利費等について、出し手と受け手の調整が成立したため、同規程第6条の規定により調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。なお、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断しました。報告は以上です。

議長(杉山秀明君) 山端 至誠 推進委員、ご苦労様でした。

議長(杉山秀明君) 次に、大深内地区 斗沢 信一 農地利用最適化推進委員、お願

いします。

報告委員（斗沢信一君）農用地利用調整会議の調整結果について報告します。令和3年4月28日午前10時、農業委員会会長室にて、十和田市農業委員会農用地の利用関係の調整に関する手続規程第3条の規定に基づき、申請番号6番の農用地の利用関係の調整を行った結果、売買価格、水利費等について、出し手と受け手の調整が成立したので、同規程第6条の規定により調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。なお、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）斗沢推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第7号は要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時26分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時27分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第8号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）25ページをお願いします。議案第8号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく

農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。26ページから42ページです。賃借権の合計は、33件105筆178,685平方メートルです。このうち33番から48番までは懸案となっておりました大深内地区の大規模遊休農地の案件です。16件59筆85,829平方メートルで、受け手の人数は11人です。権利設定の期間は出し手から機構、機構から受け手が、すべて10年間となっております。本件農地の利用調整につきましては、地区の農業委員の皆様、推進委員の皆様に多大なるご尽力をいただきましたことを申し添えさせていただきます。16番から32番までの案件につきましては、26番のみ再設定で、他はすべて新規の権利設定です。28番が7年、27番と29番が5年、17番が3年、26番が2年、他は10年です。協力金の対象はございません。43ページです。使用貸借の合計は、1件1筆4,347平方メートルです。新規の設定で、出し手から機構及び機構から受け手への期間は10年です。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第8号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時30分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時31分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第9号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）44ページをお願いします。議案第9号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は45ページです。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。14番 竹浦 寿広 委員お願いいたします。

報告委員（竹浦寿広君）農地法第4条の農地転用に関する報告をいたします。今回の第4条の農地転用許可申請は1件です。申請番号1番の転用事由は普通住宅の建築です。現在の住宅が老朽化しているため新たに普通住宅を建築するものです。場所はユニバース十和田西店から東に約350メートルです。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。以上、現地確認と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また、申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）竹浦委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第9号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第10号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）46ページをお願いします。議案第10号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は47ページと48ページです。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。4番 立崎 和寿 委員、お願いいたします。

報告委員（立崎和寿君）農地第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条の農地転用許可申請は9件です。申請番号8番の転用事由は、1区画分の宅地分譲です。譲受人は、農地を売買で取得し事業を行おうとするものです。場所は、電化堂から南に約100メートルです。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号9番の転用事由は、中古車展示場及び職員駐車場の整備です。譲受人は農地を20年の期間で賃貸借し事業を行おうとするものです。場所は、スズキアリーナ十和田中央の北側隣接地です。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号10番の転用事由は、普通住宅の建築です。譲受人は農地を売買で取得し、貸家住まいの解消を図るものです。場所は、東小学校から南に約300メートルです。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号11番の転用事由は、10区画分の宅地分譲です。譲受人は、農地を売買で取得し事業を行おうとするものです。場所は、十和田めぐみ保育園から西に約150メートルです。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号12番の転用事由は、4区画分の宅地分譲です。譲受人は農地を売買で取得し、農地以外の土地と合わせて事業を行おうとするものです。場所は、稲荷神社から西に約100メートルです。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号13番の転用事由は、9区画分の宅地分譲です。譲受人は農地を売買で取得し、農地以外の土地と合わせて事業を行おうとするものです。場所は、十和田警察署から南西に約300メートルです。農地区分は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号14番の転用事由は、普通住宅の建築です。譲受人は妻の祖父から農地を贈与で取得し、手狭となった実家住まいの解消を図るものです。場所は、東コミュニティセンターから南東に約150メートルです。農地区分は、市道に上下水道の2管が埋設し、申請地から500メートル以内に東中学校と十和田東病院があるため、第3種農地に該当します。申請番号15番の転用事由は、重機及び資材置場の整備です。譲受人は農地を売買で取得し事業を行おうとするものです。場所は一心亭の北側隣接地です。農地区分は農用地区域外にあり、いずれの要件にも当たらないため、その他の2種農地に該当します。申請番号16番の転用事由は仮設通路及び資材置場の整備です。譲受人は工場を新たに建築するに当たり仮設道路等の整備のため農地を借り受け許可日から約6ヶ月の期間で一時転用するものです。なお、次の議案第11号の農業振興地域整備計画の変更に関する意見の照会を受けている整理番号3番の案件と同内容で、農振除外の許可前に転用申請が提出されておりますが、一時転用であるため問題はありません。場所は譲受人の工場の北側隣接地です。農地区分は農用地区域内農地ですが、一時転用であることから不許可の例外となります。以上、現地確認及び聴取調査の結果、申請地は農地転用の各要件を満たしておりますので申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）立崎委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第10号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第11号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）49ページをお願いします。議案第11号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。50ページと51ページです。今回は除外3件です。1番は十和田乗馬倶楽部の北側です。北は水路、東は市道、南は道路を挟んで事務所、西側は道路及び用水路となっています。対象地は第1種農地ですが、既存施設の2分の1拡張のため不許可の例外に該当し、転用許可の見込がありますが、既に乗馬の放牧場として使用されており始末書付きとなります。2番は十和田職業能力開発校から北西に1,500メートルの地点です。北側は農地、東側は市道、南側は農道、西側は山林となっています。対象地は第1種農地ですが、にんにく冷蔵庫及び米保管倉庫の建築を計画するもので、農業用施設のため不許可の例外に該当し転用許可の見込みがあります。ただし、一部に既に砂利が敷設されているため始末書付きとなります。3番は三本木字西小稲、小川鉄工の北側隣接地です。北側は宅地、東側は農地、南側と西側は道路を挟み宅地となっています。対象地は第1種農地ですが、既存施設の2分の1拡張のため不許可の例外に該当し、転用許可の見込があります。よって、3件とも計画変更は適当と判断するものです。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認す

ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (杉山秀明君) ご異議なしと認めます。よって議案第11号は承認することに決定いたしました。

議長 (杉山秀明君) 次に、議案第12号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 (横岡聖一君) 52ページをお願いします。議案第12号、農地法第3条第1項の許可に係る下限面積について。農地法第3条第2項第5号の規定により、別紙のとおり別段の面積の設定について審議を求める件です。53ページです。農地法第3条第1項での農地等の権利取得の要件となる下限面積について、農地法に定める基準は50アールとなっておりますが、同法第3条第2項第5号の規定により農業委員会において別段の面積を定めることができることとされています。また、このことについては毎年検討しホームページ等で公表することになっています。農地法施行規則に基づき検討した結果、記載のとおり農家戸数及び遊休農地面積ともに基準に達していないことから、別段の面積を設定せず、下限面積は農地法に定める基準どおり50アールとすることをご提案するものです。以上です。

議長 (杉山秀明君) これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (杉山秀明君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (杉山秀明君) ご異議なしと認めます。よって議案第12号は承認することに決定いたしました。

議長 (杉山秀明君) 次に、議案第13号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 (横岡聖一君) 54ページをお願いします。議案第13号、十和田市農業委員会選挙規程の一部を改正する規程の制定について。十和田市農業委員会選挙規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する件です。改正文及び新旧対照表は5

5 ページから 5 7 ページです。この規程は農業委員会の会長及び会長職務代理者の互選について定めたものです。今回の改正は市で進めている、押印又は署名を義務付けている事務等の見直しに伴い所要の改正を行うもので、市では法律等の根拠がない署名や押印は原則廃止する方針であることから、これにならい十和田市農業委員会選挙規程第 1 4 条第 1 項の、署名又は記名押印の上の部分を削除する改正となります。なお、施行期日は公布の日からとなります。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第 1 3 号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和 3 年度第 2 回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後 2 時 4 9 分 —————